

○芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年3月3日規則第5号

改正

平成19年2月28日規則第12号

平成20年3月26日規則第22号

平成20年10月15日規則第47号

平成24年3月30日規則第20号

令和元年6月17日規則第7号

令和2年11月6日規則第26号

令和3年3月8日規則第6号

芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、町内主要施設に設置する掲示版の掲示又は芽室町広報誌若しくは芽室町ホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(申込資格)

第3条 条例第3条に規定する申込みができる者は団体であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、芽室町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (5) 条例第4条第5号の規定に抵触することとなる者
 - (6) 国税及び地方税を滞納している者
- 2 その他申込資格に関して必要な事項は、町長等が別に定める。

(申込書等)

第4条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申込みは、次の各号に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

- (1) 公の施設に係る指定管理者申込書（第1号様式）
- (2) 次に掲げる申込み資格を有していることを証する書類のうち該当するもの
 - ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 非法人にあっては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、規約その他これらに相当する書類
 - エ 指定管理者の募集に係る申込みに関する申立書（第2号様式）
 - オ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（第2号様式）
- (3) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (4) 管理に係る収支計画書
- (5) 次に掲げる当該団体の経営状況を証明する書類のうち、該当するもの
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的活動をしている団体のみ）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (6) その他町長等が必要と認める書類

(選定委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 町長等は、条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定にあたっては、選定委員会の意見を聴くものとする。

(選定委員会の組織)

第6条 選定委員会は、6人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、副町長、総務課長及び都市経営課長並びにその他委員長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、選定委員会の委員が条例第3条の規定により申込書を提出した団体の関係者であって、選定委員会における選定に支障をきたすおそれがあると認められる場合は、その者を委員から除外するものとする。この場合において、町長は、除外する者に変わるべき者を委員として選任しなければならない。

(委員長)

第7条 選定委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 前条第3項の場合において、副町長が除外されたときは、第1項の委員長を町長が別に定めるものとする。

(会議)

第8条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(審議)

第9条 選定委員会は、芽室町の公の施設に係る指定管理者に応募した者について審議し、町長に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求める意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、都市経営課において処理する。

(指定の通知)

第12条 条例第7条第1項の規定により指定した指定管理者へは、公の施設に係る指定管理者の指定について（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 条例第7条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、第4号様式によるものとする。

(事業報告書)

第13条 条例第13条に規定する事業報告書は、第5号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第22号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第47号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第20号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月17日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年11月6日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の芽室町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則及び芽室町公の施設に関する指定管理者評価委員会設置規則に基づき選任されている委員については、その残任期間に限りなお従前の例による。

附 則 (令和3年3月8日規則第6号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式 (省略)